

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第7回定例会)

開会 令和6年10月9日(水)

閉会 令和6年10月9日(水)

午前9時00分

午前9時53分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員

教育長 藤岡 謙一
委員 長岡 雅美
委員 山本 幸夫
委員 橋本 祐子

欠席委員

委員 藤原 唯人

会議に出席

職

氏名

職

氏名

した職員

教育次長 藤井 和重
教育次長 漁 修生
教育総括室長 薩美 征夫
参与(人事担当) 柏木 弘至
学校支援部長 岡崎 州祐
学校教育部長 秦 淳也
地域学校協働課長 岡田 良一
学事課長 山崎 豊
学校保健安全課長 小濱 宏

署名

教育長

委員

付 議 案 件

< 教育長報告 >

< 議 題 >

- (審)議案第36号 西宮市学校運営協議会委員の解任の件 [地域学校協働課]
(審)議案第37号 西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件 [学校保健安全課]
(審)報告第9号 西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件 [学校保健安全課]

< 一般報告 >

- 一般報告① 藤田奨学金貸付規則の一部を改正する規則制定について [学事課]
一般報告② 西宮市奨学基金設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について [学事課]
一般報告③ 西宮市教育委員会教育長職務代理者の指名について [教育総務課]
一般報告④ 児童生徒の状況について 非公開 [学校保健安全課]

< 資料による情報提供 >

- 西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン [part 3] (案) について
[政策局・こども支援局・学事課]

以 上

傍 聴

1名

藤岡教育長	<p>ただいまより、令和6年度 第7回 教育委員会定例会を開催いたします。本日は藤原委員より欠席の届出を受けております。議事録署名委員には、長岡委員を指名いたします。</p> <p>はじめに、本年10月1日より、橋本委員が着任をされました。</p> <p>橋本委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
橋本委員	<p>失礼いたします。このたび、側垣委員の後任として教育委員に就任させていただくことになりました橋本と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>現在、関西学院大学に所属しておりますけれども、その前身の聖和大学を含めると、30年以上この西宮市で幼稚園教諭及び保育士の養成に携わってまいりました。</p> <p>そして、西宮市のお仕事としては、西宮市子ども・子育て会議の委員を10年間務めさせていただきまして、2011年からは会長を務めさせていただきました。</p> <p>また、西宮市の幼児教育・保育ビジョンの作成に携わらせていただきました。</p> <p>専門は乳幼児期の発達と幼児教育・保育なんですけれども、その専門性を生かしながら、子供たちの成長、発達を就学前から連続性のあるものとして捉える視点を大切にしていきたいなと思っております。</p> <p>その一方で、やはり教育委員会では多岐にわたる事項を審議いたしますので、専門の立場を超えて、より幅の広い視点で考えていけたら本望と思っております。</p> <p>勉強することがたくさんございますが、少しでも西宮市の子供たち、そして市の方のお役に立てるように力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>ありがとうございました。橋本委員、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では、議事の進行に移ります。</p> <p>7月定例会、8月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>それでは、承認をいたします。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p>

藤岡教育長	<p>ここで、各委員に確認をいたします。</p> <p>本日は傍聴希望者が1名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、一般報告④は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、非公開といたします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、初めに教育長報告として、私から報告をいたします。</p> <p>委員の方にはお手元に資料があると思いますが、2つご報告をさせていただきたいと思っております。1つは部活動の地域移行について、もう一つは不登校についてです。</p> <p>まず、最初に部活動について、現状、そして現在の進捗などについてご説明をしたいと思います。</p> <p>まず、資料については、部活動の地域移行についてという資料をご覧ください。最初は現状をご説明させていただいております。</p> <p>一つ一つ説明はいたしません、西宮市における部活動の状況が記載をされているところがございます。設置部としては、例えば全校に設置されている部もあれば、一部のむしろ少数の学校で設置をされている部など、ある意味いろいろと、同じ運動部、また文化部でも差があるという状況がございます。</p> <p>また、加入人数などにつきましては、そちらの右側のグラフでございますけれども、やはり少子化の影響もあって、加入人数としては徐々に低下というところにあるということがございます。</p> <p>一方で、一番右側の欄ですが、部活動数についてですけれども、基本的には横ばいということで、端的に言うと部活各部1部当たりの在籍参加人数が減っているということで、1つの部単位で見てもやはり少子化の影響によりちょっと小規模化が進んでいるという状況があると思っております。</p> <p>続いてですが、2ページ目ですけれども、加入人数の推移ということで、一応これは男女別で分けております。</p> <p>やはり若干人数が横ばいの部もあれば、右肩下がり、少子化の影響や、場合によ</p>
-------	---

ってはそのスポーツではないものを選んでいいのか、もしくは外部のクラブチームを選んでいいのか。いろんな理由はあると思いますけれども、在籍人数が減っている部もあると、こういう状況でございます。

また、その下にいきますと、文化部のほうでございますけれども、やはり吹奏楽部に在籍している生徒数が文化部の中では一番多いということでございます。人数がほかの文化部と比べると、2番目に多い美術部の約倍ぐらいあるので、スケールの問題からグラフを分けておりますけれども、やはり吹奏楽部在籍の生徒が多くて、その次に美術部。その後はある意味いろいろな部を学校で設置をしていただいて、それぞれ在籍をしていると、こういうような状況にあります。

これが西宮市の現在の部活動の状況ということになります。

この部活動につきましては、休日部活動につきましては、令和8年度の夏をめどに地域への移行を予定しているわけでございますが、今後どうなるのかということで、これは総合教育会議でもご報告をさせていただきましたが、どういう体制で行うのかということについては、3ページ目に書いてあるような形で、統括団体において団体登録であるとか、指導者の研修、活動の周知などを担っていただき、そこに各地域の団体が登録をしてそれぞれ文化やスポーツ、芸術活動を展開していただくというようなイメージを考えているところです。

また、この統括団体においては、もし可能であれば直営事業という形で、実際に直接様々なスポーツ活動だったり文化芸術活動も展開していただくことを考えてはおります。

4枚目ですが、このスケジュールにつきましても、同じく総合教育会議でご報告をさせていただきましたが、先ほど申し上げたように令和8年度の夏をめどに休日の部活動を地域クラブ活動に移行させていく。平日につきましては、段階的に地域クラブに移行をさせていくということを考えております。実施時期等については今後検討していきたいというふうには思っております。

その下の欄、学年ごとの子供たちの活動といたしましては、現在、令和6年度に中学校1年生の学年の子供たちについては、今までどおりの部活動を中学校3年生の夏まで続けていただくということになりますので、現在小学校6年生及び小学校5年生ぐらいから地域クラブ活動に学年の途中で移行になっていくと、こういうことでございます。

その下に周知等ということで、やはり地域の団体や学校、生徒、保護者などへの説明を順次進めていく必要がありますので、その下に書いてあるようなスケジュールでできるだけ早く情報提供、周知ということをしていきたいというふうに思

っております。

5ページ目につきましては、これは教員の勤務実態ということで、西宮市の教職員の超過勤務の状況についてご報告をしたいと思っております。

小、中、義務教育学校、特別支援学校がございますが、法令等によりまして月45時間以内の時間外勤務時間とするということが定められているところがございます。小学校では多くの、8割以上の先生方が45時間以下ということになっているんですが、一方で中学校につきましては、その右の欄にあるように、半数以下にとどまってしまっているという状況があります。

よく過労死ラインと呼ばれるような80時間以上の時間外勤務がある者につきましては、100時間超も加えると約13%ということで、10人に1人以上、1割以上の先生方が、これが延べ人数になりますけれども残業時間が非常に長いという状況がございます。

定量的なデータではないのですが、この下の欄の2番、中学校で80時間を超える主な理由としては、小中学校の校長先生から聞き取ったところでは、以下のようないことがございます。

もちろん部活動もございますし、例えば生徒指導などもあるということで、やはり中学校の先生方が非常に残業が多い中にご勤務されているということが分かると思っております。

最後6ページ以降でございますけれども、部活動の地域移行に関するガイドラインでの検討課題や当市の現状対応内容についてということで、主なものを記載しております。国におきましては、スポーツ庁、そして文化庁が令和4年12月にガイドライン、正式名称は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」というものを出しております、そこで様々な方向性だったりとか準備等々する内容についていろいろと記載をされております。そのガイドラインに記載されていること全てをここに網羅しているわけではございませんが、主なものとして、こういったことをやはり進めていく必要があるということとそのガイドラインの中からピックアップさせていただいているところでございます。

一つ一つご説明すると時間がなくなってしまいますので、主なものだけご説明いたしますと、まず、一番上の学校部活動につきましては、先ほど申し上げたように業務改善、実務時間管理をしっかりと行っていくというようなことが記載をされておりますが、現状は先ほど申し上げたとおりでございます。

また、当然学校部活動をこのまま漫然とやり続けると、こういうことではありま

せん。2番目ですが、性別や障害の有無を問わず多様なニーズに応じた活動ができる環境を整えていくということでございます。

部活動につきましては、なかなか例えば障害のある子供たちだったり苦手意識や周りとのコミュニケーションがうまく取れないような子供たちが参加しにくいという現状もあると思っております。そういったことをやはり改善していく必要があると、考えております。

また、地域連携を進めるということが書かれています。

地域クラブ活動等の欄になりますけれども、こちらについてはいろいろと方向性が書いてあります。速やかに整備をしていくとか、また、この在り方のところをご覧いただきたいのですが、方向性といったしましては、やはり生徒の心身の健全育成等を図るためだけではなくて、地域住民にとってもよりよい地域スポーツや文化芸術活動となることを目指すんだと、こういうことが記載をされております。

あくまでも中学生のスポーツ芸術文化活動を整備することは必要なのですが、それだけではなくて地域全体の活動、地域全体の環境を整えていくということが方向性として示されているところです。

それ以外のことについては、いろいろと記載をされているところでございまして、現状、西宮市での進捗状況としては右の欄に書いてあるとおり、推進協議会を設立して議論、検討を行っているところでございます。

ただ、検討は進めてはおりますけれども、他の自治体で進められているような例えば団体の登録を既に開始したりとか、そういうところまではまだ至っていないという状況がございまして。

8ページ目にはどういった内容としていくのか、会費はどうしていくのか、そういったことが記載されています。

あと最後の9ページ、大会についてですけれども、当然地域クラブ活動に移行した後も試合もしくはコンクールなどに参加できるような環境を整えていく必要があると思っております。様々な団体と調整をしていく必要がございまして、具体的に何が決まっているという状況ではなくて、まだ検討・調整中であると、こういう状況でございまして。

部活動の地域移行につきましては、本年、まさにこの10月1日に教育委員会と産業文化局との間で関係者が集まったプロジェクトチームを設立して、より加速して、準備、調整を進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

山本委員	<p>何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。</p> <p>山本委員。</p> <p>部活動の概要について説明をいただいて大変ありがたいというか、現状考えていることがよく分かりました。</p> <p>まだ私もこれをきっちり読んでいないので、幾つかお聞かせください。3点ほどあります。</p> <p>1つ目は、3ページのこの体制の案なんですけれども、現在の中学校の部活動は全て地域団体のほうに、将来的には運営母体を一旦はそこに入れるということではないのでしょうかということです。</p> <p>それから、4ページのこの図の中で、これは周知等のところで6年度途中からということですが、現在はまだ始まっていないのか、いつ頃から考えられているのかということです。それから、ここに小学校の児童等への説明も入るのかということが2つ目です。</p> <p>それから3つ目です。西宮市は、部活動の国の指定でしたっけ、それで拠点校方式や合同方式をずっと進めて、検討してきたと思うんですが、そういう拠点校だとか合同方式を基にしたような形での活動の単位をつくるのか。いや、もうそれはなくして新たに何か構築するというふうに考えられるのか。その辺りは現状どう考えていらっしゃるのか。この3点です。</p>
藤岡教育長	<p>まず、部活動は全て地域団体であるのかということですが、基本的には休日の活動というのは、学校から地域に全て移すということを当然目標としております。</p> <p>ただ、令和8年の夏に全て1から10まで移れるのかということ、現実問題としてそれが可能であればもちろんいいのですが、若干時期がずれてしまうところもあるのかもしれませんが、あまりずれてしまうということもよくないと思っておりますので、できるだけ同じタイミングで、少なくとも令和8年度の夏には移行できるように準備を進める必要があると思っております。変に時期がずれると、無用の混乱を招くと思っておりますので、安易にそういう形で遅らせていくということとはよくないと思っております。</p> <p>次に、周知につきましては、現状として、すみません、まだ進められておりません。現在、周知するためのパンフレット、資料を作っております、それを協議会などでも議論をしていただいた上で、完成すれば速やかに周知をしていきたい</p>

	<p>と思っておりますし、また、ご指摘をいただいた小学校につきましては、先ほどご説明したとおり、今の小学校6年生から移行ということになりますので、小学校へは当然ご説明もしていきたいと、こういうふうに思っております。</p> <p>あと、国の調査研究でございますが、現状として、西宮市は国の調査研究の委託を受けてはおりません。前はしていたんですけども、国の委託調査につきましては、基本的には地域移行を前提としている調査研究ということですので、いわゆる拠点校方式というのは要件に合致しないということで西宮市は受けられなかったという状況があります。</p> <p>率直に申し上げます、その時点で既に全国的な動きから遅れてしまっているんだと思っておりますので、何とか全国的な動きにもきちんと追いついて、しっかりと混乱ないように移行させるためにも、令和7年度につきましては、国の調査研究の委託を受けて、きちんと地域移行に向けた調査研究を行っていきたく思っております。その際の形態といたしましては、今まで拠点校方式で既にいろいろと活動していただいているものもありますので、そういったものをぜひ活用したいと思っておりますし、状況によってはそこではない別の場所にも何か先導的なモデルとしての調査研究ができるのであれば、当然それを排除するというのはございません。そのように考えております。</p>
山本委員	ありがとうございます。
藤岡教育長	<p>ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>時間も大分過ぎてしまったので、2番目のほうに移りたいと思います。</p> <p>続いては2番目ということで、不登校の現状について、不登校についてのご説明をさせていただきます。</p> <p>資料1ページですが、西宮市における不登校の現状というタイトルがあるものです。</p> <p>不登校数、不登校の子供たちの数といたしましては、そこに記載されているとおりで、令和5年度につきましては1,327人の小学校から中学校にかけての不登校の数がございます。この数につきましては、増減は若干ありますけれども、基本的にはやはり増加傾向ということが言えると思っております。</p> <p>続いては、いわゆる欠席日数別の不登校でございます。</p> <p>不登校の定義といたしましては、30日以上欠席ということでございますが、おおむね学校の出席日数というのが180日から200日ぐらいあるわけですね</p>

ども、そのうちどれぐらい休んでいるのかということでございます。

ちょっと表ではなくて、その次のページのグラフを見ていただいたほうが分かりやすいかなと思います。2ページ目でございます。

一応色分けはしておりますが、30日から49日欠席ということで、2週間に1回か2回ぐらい休むというような子供たちがいる一方で、例えばですが、右側のほうにいきますが出席1から10日、もしくは出席ゼロ日ということで、ほとんど学校に来ない、来られない子供たちがやはり一定割合おります。

特に、例えば中学校であれば当然その割合というか数が増えるんですけども、出席ゼロ日、要するに1日も学校に来なかった、来られなかった子供としては、中学校1年から3年まで全員合わせると59人。出席1から10日以内ということですので、ほとんど来ていないけれども時々来るとような子供たちについては98人ということで、学校にほとんど来られていない子供たちというのやはり一定数いるという状況でございますし、また、中学校で見ていただければ90日以上欠席、要するに半分以上欠席をしているという子供たちが非常に多くの割合を占めるという状況にあります。

子供たちのための居場所ということで、西宮市では「あすなろ」などの教育支援センターを整備しているところでございますけれども、この定員の在籍状況などはそちらに記載のとおりです。

それぞれの施設、およそ40人程度の定員になっておりますが、定員ぎりぎりになっているようなところもあるということですし、例えば真ん中ら辺にある「みらい」を見ていただくと、令和5年度でいくと40ということで、簡単に言えば年度の途中ぐらいでもう定員に、いっぱいになってしまっているというような状況があります。

その次のページ、4ページにいただくと、この「あすなろ」に通っている子供たちが学校に戻ったのかどうかということでございます。

もちろん学校に戻ることも自体が目的ではありません。学校に戻ることが絶対的にいいなんていうことは当然ないわけですけども、基本的に「あすなろ」はある程度短期間通うことを前提としております。それを前提にした教育活動を行っているわけですので、あまり長期間、例えば半年とか1年とか在籍するようなことが想定されているカリキュラムではないと思っております。

ただ一方で、現状としてはどうなのかといいますと、1、2、3というふうに分けておりますが、例えばこの3番のずっと「あすなろ」にいたということを見ていただくと、特に中学生では、多くの子供たちが結局のところずっと「あすなろ」

で、簡単に言えば1年間というか年度末まで過ごすことになったという子供たちの数が非常に多いのかなと思っております。

施設によって傾向が若干違うのですが、例えば「なるおきた」は比較的ずっと「あすなろ」にいたという子供たちの数は少ないんですけども、「かわらぎ」や「みらい」は半数以上の子供たちがずっと「あすなろ」で過ごすことになっているという状況があると思っております。

下のほうは「あすなろ」や各学校に置かれたサポートルームの利用者数の推移でございます。

令和元年度から比較していくと利用者数というのは徐々に増える傾向にあるのかと思っております。

次は5ページ目でございますけれども、不登校の生徒支援パッケージということで、当然不登校になっている子供たちの状況は様々でございます。それぞれの子供たちに合った支援を行うということで、西宮市においては、その表に書いてあるような形でそれぞれの子供たちの状況に応じてふさわしい居場所というか、子供たちを支援する場所を設置しています。

例えば行き渋りとか時々欠席する、週に1回、2回程度欠席するとか、そういった子供たちについては、当然学校で接することができますので、学校の先生による指導や支援やまたサポートルームという形で、学級外だけど学校には登校していただいて様々な支援を受けるというような工夫なり支援を行うことになりました。

外出はできるんだけど学校には来られないとか、外出もなかなかままならないというような子供たちに対しての支援ということで、例えば「あすなろ」での先ほど申し上げたような支援をやったり、あとオンラインでの様々な学習機会を提供したりというような支援を行っているという状況でございます。

全国的に学びの多様化学校というものの設置が進められているところです。6ページ目にちょっとその説明を記載させていただいております。

法的根拠は、平成28年に教育機会確保法という法律ができて、その法律で規定されているというものでございます。

学びの多様化学校の設置につきましては、特別の教育課程を編成するということでございまして、普通の教育課程ですと大体年間1,015時間の授業時間数が必要ですし、当然国社数理英、また、技術家庭など9教科を中学校であれば設置する必要があるわけですが、いわゆる不登校になってしまっているような子供たちにつきましては、さすがに1,015時間というのは負担が重いという

	<p>こともありますので、例えばその時間を減らしたりであるとか、また、子供たちの興味、関心に応じて自主性を生かしたような学びができるだけ充実できるように、例えば科目を一部一緒にして子供たちの興味、関心に応じていろんな学びができるような工夫をすとか、そういった特別な教育課程を編成することができるというものでございます。文部科学省としては、分教室型、また分校型も含めて、全国で300校の設置を目指しているということでございます。</p> <p>規模感的に言えば、政令市とか中核市には置くことが目指されているというのは、大体この学校数からすると当然なのかなと。それ以外のもう少し小規模な自治体においても設置が想定されているというぐらいの規模感であるということでございます。</p> <p>仕組みについてはそこに、下に書いてあるとおりでございますが、(4)の設置状況を見ていただきますと35校の学校が今、分校とか分教室型を含めて設置されておりますが、やはり不登校の数が多い中学校が一番多い状況になっております。西宮市におきましても、先ほど申し上げたように、中学生ももちろんではありますが、小学生の子供たちの不登校の数も決して少なくはありませんし、中学生であれば全国に比べても不登校の出現率というのは高い状況でございますので、様々な支援策、今までも、本当に他の自治体に比べても充実したものをしていると思っておりますが、学びの多様化学校についても検討していく必要があるのではないのかというふうに考えております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
山本委員	<p>これも整理されているので大変よく分かりました。</p> <p>1つだけ聞かせてください。</p> <p>学びの多様化学校の検討ということをお聞きしました。あと一つ、校内サポートルームのことなんですが、現在、これは西宮市の全ての学校にあるということではないと思っているんですが、いずれは全ての学校にサポートルームの設置ということをどういうふうにお考えでしょうか。</p>
藤岡教育長	<p>基本的には必要があるところに置くということなのかとは思っていますが、学校保健安全課長、何か補足はありますか。</p>
学校保健安全課	<p>サポートルームの設置につきましては、国の通知によりますと努力義務となっております。</p>

長	<p>おりますので、義務ではないんですけれども、利用したい子供がいたら、小学校も中学校も工夫して部屋をつくってやるということはしていただいています。</p> <p>中学校のほうは大体年間通して開設されていることがほとんどですけれども、小学校の場合は非常に利用が少ない学校もありますので、例えば1学期は開いていたけれども2学期に教室に戻り、利用者がなくなったので一旦閉じましたと。また3学期になって新たに利用者が出てきたのでもう一回設置しましたというようなことで、断続的な形ではよくしていただいているところですので、希望によって学校で判断していただいて、何とか設置の方向でという形にはなっております。以上です。</p>
藤岡教育長	<p>ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>何かあればいつでもご連絡いただければと思いますし、また、今後も定期的にこの部活動の地域移行や不登校、また、同じように教育的な大きい課題とかがあれば随時この教育委員会会議でもご報告して、皆さんのご意見も伺いながら進めていきたいというふうには思っております。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより審議に入ります。</p> <p>議案第36号「西宮市学校運営協議会委員の解任の件」を議題といたします。</p> <p>地域学校協働課長からお願いします。</p>
地域学校協働課長	<p>議案第36号「西宮市学校運営協議会委員の解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>今回、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申出によるもので、委員の解任日は令和6年10月9日となります。</p> <p>お手元資料の3ページに解任する委員を、4ページには対象学校の委員名簿を記載しております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>では、質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p>

藤岡教育長	<p>議案第36号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第37号「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長。</p>
学校保健安全課長	<p>議案第37号についてご提案いたします。</p> <p>「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」につきまして、議案第37号をご覧ください。</p> <p>本会委員の辞任に伴い、令和6年10月31日をもって解嘱し、西宮市立学校園から選出した新たな委員を11月1日付で委嘱いたします。</p> <p>任期は、前任者の残任期間である令和8年6月30日までとなります。</p> <p>委員の内容につきましては、一覧をご覧ください。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第37号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>では、ご異議がないようですので、原案は可決されました。</p> <p>では、報告第9号「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」につきまして、報告第9号をご覧ください。</p>

	<p>本会委員の人事異動に伴い、令和6年9月30日をもって解嘱し、関係検診機関から推薦のあった新たな委員を10月1日付で委嘱するものです。</p> <p>任期は、前任者の残任期間である令和8年6月30日までとなります。</p> <p>委員の内容につきましては、一覧をご覧ください。</p> <p>なお、教育長の臨時代理により令和6年9月27日に決定しましたので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第9号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>続きまして、一般報告①「藤田奨学金貸付規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。</p> <p>学事課長、お願いします。</p>
学事課長	<p>一般報告①「藤田奨学金貸付規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。</p> <p>本改正は、教育委員会大学貸付奨学金を廃止する条例改正案が6月議会において承認されたことに伴い、本規則について所要の報告を行うものでございます。</p> <p>今回の規則改正の主な内容は、教育委員会大学貸付奨学金の廃止に関する条文や文言の削除・修正、連帯保証人の資格要件見直しや藤田奨学金の推薦者資格要件の明確化になります。</p> <p>3ページからの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>主な変更箇所としましては、現行の第4条から第6条を改正案では第7条、第8条及び第12条に変更し、現行第5条の見出しに記載されている「奨学金の交付」を改正案の第8条では「奨学金の貸付け」に、また、現行第10条第4号に記載されている「高等学校長」を改正案第9条第4号では「学校等の長」に変更して</p>

	<p>おります。</p> <p>その他、西宮市教育奨学金条例の改正に伴い引用する条文を変更しております。</p> <p>改正の内容としまして、連帯保証人資格要件を見直し、奨学生が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名を保護者としていた第4条第3項を改正し、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、保証料の支払いによる機関保証制度の利用を可能とするものです。</p> <p>次に、藤田奨学金における推薦者につきまして、第10条第4号を改正し、高等学校長から学校等の長に変更することで、高等専門学校、専修学校及び各種学校を卒業する生徒も対象であることを明確にいたしました。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ一般報告①を終了いたします。</p> <p>続きまして、一般報告②「西宮市奨学基金設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。</p> <p>学事課長、お願いします。</p>
学事課長	<p>一般報告②「西宮市奨学基金設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。</p> <p>本改正は、市の通常業務に係る一般的な通則や運用の実態を踏まえて、本規則の改正について所要の報告を行うものでございます。</p> <p>2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>今回の規則改正では、現行の第3条を削除いたしました。これは、本規則の制定に際して、市の通常業務に係る一般的な通則として確認的に規定しておりましたが、市の通常業務における当然必要とされる通則であることから、今回の規則改正に伴い削除することとしたものであります。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、なければ一般報告②を終了いたします。</p> <p>続きまして、一般報告③「西宮市教育委員会教育長職務代理者の指名について」</p>

教育総括室長	<p>を議題といたします。</p> <p>この議題については、私から報告をいたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和6年10月1日付で長岡教育委員を教育長の職務代理者に指名をいたしましたので報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>ただいま教育長からご説明いただきましたとおり、この規定は教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときに教育行政が滞らないよう、あらかじめ教育長が職務代理者を指名するものです。</p> <p>これまでは側垣前教育委員が職務代理者でしたが、任期満了によって退任なさいましたので、藤岡教育長から長岡教育委員に職務代理者の指名がありました。</p> <p>なお、万一にも教育長に事故があったり欠けたりしたときには、長岡教育委員に職務代理を務めていただくこととなりますが、突然そのようなことになれば、教育長の代わりに事務局を指揮監督し、常勤で事務執行に当たることが困難な場合も当然ございますので、参考として議案書の中ほど以降にも掲載しておりますが、規則によってその職務を教育次長に委任することができるようにしております。</p> <p>また、長岡教育委員から委任を受けたときには、藤井教育次長がその任務に当たるよう併せて規則で規定しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
藤岡教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、説明は終わりましたので、本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告③を終了いたします。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>恐れ入りますが、傍聴の方はここでご退室をお願いいたします。</p> <p>では、再開をいたします。</p> <p>一般報告④「児童生徒の状況について」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長。</p> <p>(非公開)</p>

藤岡教育長	<p>ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告④を終了いたします。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>これをもちまして第7回教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>
-------	--